

令和4年12月26日

三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

三次市パートナーシップ宣誓制度の相互利用の開始について

三次市では、誰もが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざして、令和5年1月1日から「三次市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

運用開始に伴い、広島広域都市圏において既に制度を運用している自治体との相互利用を次のとおり開始します。

1 相互利用の概要

パートナーシップ宣誓された方が、三次市と次の自治体の間で住所の異動をする場合に、転出元に継続使用申請書を提出することにより、転出先での新たな宣誓手続を行うことなく、転出元で交付された宣誓書受領証・受領カードを継続して使用することができます。

2 制度運用及び相互利用の開始日

令和5年1月1日 ※受付開始は令和5年1月4日（水）

3 相互利用を開始する自治体

広島市・安芸高田市・三原市・廿日市市・府中町・海田町

本件に関するお問い合わせ先



三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

(担当／呑谷・笹岡)

電話番号:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235

E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501三次市十日市中二丁目8番1号